

議題6

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	こども家庭庁
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局課室	県民文化部 こども若者局 こども・家庭課
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	就学前教育・保育施設整備交付金（旧保育所等整備交付金）の拡充について		
提案市	中野市		
提案要旨	<p>多様な保育需要に対応できる保育所の施設整備を推進するため、補助基準単価の引上げ、補助対象の拡大（用地費等）や補助率の拡大を図るなど、児童福祉施設の施設整備、再整備に対する財政支援措置の拡充を要望する。</p>		
提案理由	<p>本市では、民間事業者による多様な保育需要等に対応すべく保育所の民営化（民設民営）を推進しており、交付金等の充実が民間事業者の参入を促すことができると考えるため。</p>		
現況及び課題等	<p>◆交付金概要</p> <p>市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。</p> <p>【実施主体】 市区町村</p> <p>【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （保育所及び認定こども園については公立を除く）</p> <p>【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4 （新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4</p>		
関係法令	児童福祉法第56条の4の3 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱		